

## 空き家に困っていませんか

空き家を所有または所有予定の方へ、空き家のリスクや処分方法などを学べる、空き家問題と住まいの終活セミナーを開催します。セミナー後は個別相談もできます。

**日時** 7月4日(土)13:30～15:00(セミナー)、15:30～16:30(個別相談)

**会場** 生涯学習センター

**定員** 先着85人

**備考** 空きがあれば当日参加も可

**申込方法** 電話で、スマート株式会社（千葉市空家等管理活用支援法人）へ。FAX・[info@smart-com.jp](mailto:info@smart-com.jp)も可（催し名・名前・電話番号・メールアドレスを明記）。

☎スマート株式会社 ☎312-8991 FAX312-8993

7月10日～19日

## 夏の交通安全運動

「ヘルメット 命のお守り 忘れずに」をスローガンに7月10日～19日の10日間、夏の交通安全運動を実施します。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践により交通事故をなくしましょう。また、道路横断時は左右をよく確認し、手をあげて渡りましょう。



### 運動重点

- 自転車のヘルメット着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶～飲酒運転ゼロを目指して～
- 歩行者の安全確保と安全運転の励行

☎地域安全課 ☎245-5148 FAX245-5155

「知らなかった」では済まされない！

## 盛土にはルールがあります

盛土・切土とは、傾斜のある土地を平らにするために、土を盛ったり削ったりすることです。

2021年7月に静岡県熱海市で発生した、盛土の崩落による大規模な土石流災害を受けて、国は盛土規制法を制定しました。市では、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、危険な盛土などを規制しています。

盛土のルールを守り、みんなが安全に暮らせるようにしましょう。詳しくは、[千葉市 盛土規制法](#)

安全のために、盛土・切土の前には必ずルールをチェック！



モリオくん



キリコちゃん

### 一定規模以上の盛土などを行う場合は、工事する前に盛土規制法の許可が必要です

以下の盛土などを行う場合は、事前に市に申請をしましょう。

#### 宅地造成など

- ①盛土で高さが1メートル超の崖を生ずるもの
- ②切土で高さが2メートル超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが2メートル超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2メートル超となるもの（①、③を除く）
- ⑤盛土または切土をする土地の面積が500平方メートル超となるもの（①～④を除く）

\*崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

#### 土石の堆積

- ①最大時に堆積する高さが2メートル超\*となるもの
  - ②最大時に堆積する面積が500平方メートル超となるもの
- \*小規模の土石の堆積については、一定規模（300平方メートルなど）以下のものは規制対象外

### あなたの土地は大丈夫ですか？

過去の盛土などを含めて、土地所有者などはその土地を安全な状態に維持する必要があります。盛土の割れ目や擁壁のひびなどが見られる場合は、注意が必要です。所有地や身の回りの土地に問題がないか確認してください。割れ目やひびがある場合は、【下記】問い合わせ先へご相談ください。



盛土の割れ目



擁壁のひび

### 罰則が強化されました

盛土などを無許可で工事した場合や、盛土などが安全な状態を維持できていない場合、盛土規制法に基づく罰則の対象になります。（最大で3年以下の拘禁刑・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下）

☎宅地課 ☎245-5538 FAX245-5887